## 郵送による国民健康保険の加入手続きについて

社会保険等の資格喪失日以降14日以内(必着)に、下記の4点を返信用封筒にてご返送ください。

受付後、マイナ保険証をお持ちの方・・・・普通郵便にて、『資格情報のお知らせ』をお送りします。 マイナ保険証をお持ちでない方・・・簡易書留にて、『資格確認書』をお送りします。

- ① 異動届 ※書き方見本は裏面にあります。
- ② 退職日の記載のある書類
  - ☆ 雇用保険受給資格者証(写し)☆ 退職証明書(写し)☆ 健康保険・厚生年金資格等取得喪失連絡票(写し)☆ 健康保険資格喪失証明書(写し)
- ③ 世帯主のマイナンバー確認書類(通知カード等)の写し
- ④ 世帯主の本人確認書類(運転免許証、パスポート等)の写し ☆マイナンバーカードの写し(\*両面)は、1点で③④の確認ができます。
- ※郵便事故に関しての責任は負いかねますので、心配な方は、「簡易書留」等のご利用をお勧めします。 詳しくは郵便局にご確認ください。